千曲市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和元年12月26日

千曲市農業委員会

**第1　基本的な考え方**

農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な事務として、明確に位置づけられた。

千曲市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農累計が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、対策の強化を求められている。

特に、中山間では、稲作を作付けしている地域がある中で、りんご・ぶどう等の果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では稲作が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、千曲市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選前に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

**第2　具体的な目標と推進方法**

1.　遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積 | 遊休農地面積 | 遊休農地の割合 |
| 現　状  （令和元年11月） | 1,582ｈa | 32ｈa | 2.02％ |
| 3年後の目標  （令和4年11月） | 1,547ｈa | 30ｈa | 1.93％ |
| 目　標  （令和5年12月） | 1,534ｈa | 28ｈa | 1.82％ |

　※1　現状の管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

　※2　現状の遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①　農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による農地の利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による農業委員会による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来からの農地パトロールの中で行っている違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調査を行う。

②　農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③　非農地判断について

再生して利用することが困難に区分された農地については、総会に諮り所有者の意向を確認したうえで、「非農地判断」を行う。

2.　担い手への農地利用の集積・集約化について

（1）担い手への農地利用集積目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積 | 集積面積 | 集積率 |
| 現　状  （令和元年11月） | 1,550ｈa | 261ｈa | 16.83％ |
| 3年後の目標  （令和4年11月） | 1,517ｈa | 299ｈa | 19.70％ |
| 目　標  （令和5年12月） | 1,506ｈa | 313ｈa | 20.78％ |

　※1　現状の管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

　※2　現状の集積面積は、担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積

（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①　「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、地域における農業者等による協議の場において、認定農業者等の中心となる経営体を決め、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに取り組む。

②　農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、農地中間管理機構や関係機関等と連携し、農地中間管理事業の活用を検討する等、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③　農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等で農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進する等、地域に応じた取り組みを推進する。

④　所有者等を確知することができない農地の取扱い

所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を関係機関等と活用を協議し、有効利用に努める。

3. 新規参入の促進目標

（1）新規参入の促進目標

|  |  |
| --- | --- |
|  | 新規参入者数（個人・法人）  （新規参入者取得面積） |
| 現　状  （令和元年11月） | 9人  15.0（ｈa） |
| 3年後の目標  （令和4年11月） | 12人  16.5（ｈa） |
| 目　標  （令和5年12月） | 13人  17.0（ｈa） |

　※1　現状は、当年度における新規参入者数と取得面積

　※2　目標の新規参入者数と取得面積は、目標年度までの累計値

（2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①　関係機関との連携について

市・県・全国の農業委員会ネットワーク機構・農地中間管理機構や農業改良普及センター等関係機関との連携のほか、「人・農地プラン」等協議の場を通じて、地域の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②　企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であること

から、農地中間管理機構も活用して、積極的に参入の推進を図る。

③　農業委員会のフォローアップ活動について

高齢化や農地の遊休化が深刻な地域については、地域の実情を検証し必要に応じて、農地の下限面積の別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域への受入に係る調整等の役割を担う。